

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長

- ・当法人は、「奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」を目的として、奄美群島の中小規模の事業者等が金融機関に対して負担する債務の保証及び事業資金の貸付け等を行っています。
- ・今回の公募の対象である理事長は、当法人を代表して、国、鹿児島県、奄美群島内市町村、金融機関等関係機関と連絡調整を図りながら、当法人の経営運営改革を実施するという観点から、その業務を総理することが求められます。そのため、奄美群島が抱える地理的、自然的及び歴史的的特殊事情による不利性を理解し、当該法人の所掌業務に関する高度な知識及び経験を有し、中期目標を達成するために定めた中期計画に基づいて業務を確実に実施できる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人奄美群島振興開発基金

（法人の業務概要）

当法人の設置根拠法である奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）は、特殊事情による不利性を抱えた奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展等に資することを目的としております。

当法人は、奄美群島における振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、平成16年10月1日に設立された独立行政法人です。

奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため、奄美群島の中小・零細事業者に対する金融面からの支援を行っております。主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者等が、銀行その他の金融機関から貸付け等を受けるにあたって負担する債務の保証。
- (2) 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者等が、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する事業資金の貸付け等。
- (3) 上記(1)及び(2)の業務に附帯する業務を行うこと。

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

<任期：平成31年4月1日～平成36年3月31日※>

※独立行政法人通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から主

務大臣が当法人に指示する中期目標の期間の末日まで。
※今回の公募は奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長を前提として
行うものです。

【参 考】

○奄美群島振興開発特別措置法

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継並びに平成三十年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用については、別に法律で定める。

3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づく保証・融資等業務、法人全体の運営管理業務（本部3課、2事務所 役職員数21名）を総理する。

また、法人の最高責任者として、以下の業務を行う。

- (1) 法人を代表して、関係機関との連携業務を総理するとともに、自ら必要な折衝・交渉を行う。

【参 考】

○これまでの取組例

- ・ 中長期的な経営方針の立案に向け、産業動向、経済状況、資金需要等に関し群島内外の事業者や金融機関等とハイレベルでの意見交換を実施。
- ・ 基金の機能強化のため、日本政策金融公庫など他の金融機関との交流・連携を推進。
- ・ 業務実績やガバナンス等の重要事項について、主務大臣や出資者等の関係機関に対し、自ら必要な説明・質疑応答等をし、高度な調整・判断を行う。

○今後求められる具体的業務等

- ・ 国や地元自治体、関係機関・団体等と連携して、新たな奄美群島振興開発計画に基づく事業の推進に資する。
- ・ 群島内外の金融機関との交流・連携の維持・強化。

- (2) 法人の使命を十全に果たすため、奄美群島地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興及び新たな産業育成に向けた適切な資金供給を行う。

【参 考】

○これまでの取組例

- ・既存の貸し付け条件についての意見交換や基金の貸付金にかかる利子補給制度創設など、地元自治体（鹿児島県、市町村）の施策との協調を推進。
- ・利用者や関係機関の利便向上のための広報活動の推進及び相談窓口の実施。
- ・地域の事業者等に対するきめ細かな助言・指導や経営改善セミナー等の実施。
- ・民間金融機関の資金と協調した保証や基金からの融資により、事業者の業種、規模等の特性に応じた資金を安定的に供給する。

○今後求められる具体的業務等

- ・国や地元自治体（鹿児島県、市町村）の各種交付金事業等と連携した事業の立上げや高度化を支援。
- ・基金のコンサルティング機能の維持・向上に努めるとともに、群島内事業者との連携強化を図り、農業の6次産業化やエコツーリズムなど新たなビジネス構築に寄与。
- ・地域経済や振興施策に対する分析・評価能力等を高め政策提言など情報発信機能を強化する。

- (3) 法人の組織運営にあたって、国の政策の実施機関として機構の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させる。

【参 考】

○これまでの取組例

- ・全勘定における繰越欠損金の解消。
- ・リスク管理債権割合の低減とリスク管理体制の充実・強化。
- ・内部ガバナンス強化のための企画運営会議やコンプライアンス委員会の開催。
- ・職員に対する研修等を通じたインセンティブの付与。

○今後求められる具体的業務等

- ・政府方針、政策的意義、民間金融機関との役割分担等を踏まえた業務の質と効率性向上のための不断の取組。
- ・職員の士気の向上及び効率的な業務の推進。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・奄美群島が抱える地理的、自然的及び歴史的的特殊事情による不利性を理解し、当法人の業務を通じ、地域と一体となって奄美群島の自立的発展に寄与するという強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、当法

人と同規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。

- ・当法人の業務である融資及び債権管理業務について、必要な金融知識を有していること。
- ・当法人の目的を達成するため、国や関係する金融機関及び地方公共団体との連絡調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験と能力を有していること。
- ・その他、大学卒業程度の法律、経済・経営等に関する知識を有していること。

5. 欠格事項等

独立行政法人通則法に規定する欠格事項に該当する者は理事長になることができません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参 考】

○独立行政法人通則法

(役員欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

6. 勤務条件

① 勤務形態：常勤

② 勤務地：本部（鹿児島県奄美市名瀬港町1-5）

③ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。

④ 給与：年収約1,100万円（税込。特別手当を含む。）

⑤ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）

⑥ 危機管理：地震、風水害等災害時には24時間態勢勤務、緊急招集の場合あり。

⑦ その他：給与等の条件は変わることがあります。

役員専用の公用車及び交際費はありません。

7. 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

② 二次選考（面接審査：1月下旬～2月上旬を予定）

※面接会場は国土交通省（東京都千代田区）を予定（交通費は自己負担）

③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣、財務大臣が任命

※公募による手続きで適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者に

よる推薦の手続きにより選考を行う場合がある。

8. 応募方法

(1) 応募書類等

① 履歴書

② 自己アピール文書

(A 4 で 2 枚以内。2,000 字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、機構の業務目的、理事長の職務内容及びそれらに必要な資格・経験等に照らし、いかに貢献することができるか、奄美群島を業務区域とする当法人の業務内容についての理解度や業務に関する知識及び経験、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。)

※応募書類等については、一切返却しない。

(2) 応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課人事第二係

(3) 応募期限

平成30年12月13日（木）必着

9. 問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課人事第二係 03-5253-8111（内線21294）

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL : https://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html